

令和3年安中市教育委員会 11月期定例会 会議録

日時 令和3年11月24日（水） 午後2時から午後2時45分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卵

委員 湯本 見千子

委員 佐藤 和子

【事務局】

教育長 竹内 徹

教育部長 高橋 信秀

総務課長 戸塚 政明

学校教育課長 磯貝 博昭

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 井上 昇

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等を考慮して、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の戸塚です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、ありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

それではただいまから、令和3年安中市教育委員会 11月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会と今月急遽開催をした臨時会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

会議録は、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等はありますか。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第 5 「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

報告第 12 号は、教職員の個人情報が含まれています。議案第 51 号は、市議会提出予定議案に関わることで、現時点ではまだ意思決定過程にあると思われます。したがって、これらの議事は、非公開とすることが適当であると思われます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書、安中市教育委員会会議規則第 22 条の規定に基づき、報告第 12 号と議案第 51 号は、議事を非公開として、議事の最後に審議をしたいと思います。そして、報告第 12 号の審議では、関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。いかがですか。

* 委員から異議等は出なかった。

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、報告第 12 号と議案第 51 号は非公開として、議事の最後に審議をいたします。そして、報告第 12 号の審議では、関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。

それでは、議案第 49 号 安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

* 「議案第 49 号」を読み上げた後、

令和 4 年 3 月 31 日で臼井小、九十九小、松井田南中が閉校し、令和 4 年 4 月 1 日から松井田東中の校名が「松井田中学校」となることに伴い、学校で管理、使用している公印を廃止したり、変更したりする必要があります。提案する例規の一部改正は、これに対処するもので、改正内容は、府内の法規審査を完了しています。

資料の 7 ページをご覧ください。

* 資料の新旧対照表を用いて具体的な改正の内容、箇所を説明した後、

この例規の一部改正の施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日といたします。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 49 号 安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願ひします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 49 号 安中市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 50 号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

生涯学習課長の萩原です。それでは説明いたします。

* 「議案第 50 号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。社会教育法第 10 条では、「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されています。このたび社会教育関係団体の認定申請が 1 件ありました。

* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げて説明した後、

【申請団体】

- ・ フラサークル ブロッサム ケイ アロハ

認定期間は、令和 5 年 3 月 31 日までです。申請書類を確認したところでは、社会教育関係団体として認定をしてまいりたいと思います。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第 50 号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願ひします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第 50 号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

先ほど決定したとおり、これから議事は非公開とします。そして、報告第 12 号の審議をいたしますので、関係する職員以外の職員は退室してください。

* 関係する職員以外の職員が退室した。

非公開議事

= 報告第 12 号 県費負担教職員の指導措置について =

* 退室していた職員が入室した。

= 議案第 51 号 令和 3 年第 4 回安中市議会定例会提出予定議案（令和 3 年度補正予算案）の作成に対する意見について =

○ 竹内教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第 6 「その他」です。

事務局や委員の皆様から、何かありましたらお願ひします。

* 学校教育課長が、安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会の会議経過、

現状、今後の予定等について、説明を行った。

* 文化財保護課長が、安中市歴史の道中山道碓氷峠越整備基本計画を委員に配布して、内容の概要について、説明を行った。

○ 竹内教育長

それでは以上で、令和3年安中市教育委員会 11月期定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

«令和3年12月期定例会»

- ・ 日時 12月23日（木） 午後2時から
- ・ 場所 安中市学習の森ふるさと学習館市民ギャラリー
- ・ 付記 会議終了後、企画展を見学

◇ 総務課長

それでは散会といたします。